

はじめに

皆さんの将来の夢は、何でしょうか？

世界一周、幸せな家庭を作る……どれもとても素敵な答えです。でも、小学生の皆さんから一番多く返ってくる答えは、「大人になったときにしたい仕事」なのではないでしょうか。

まだ働いたことのない皆さんが、“夢”と聞かれてすぐに仕事を思い浮かべるのは、仕事が生でとても大事なことだと、周りの大人たちを見て感じているからだと思います。

仕事は、一人ひとりの人生を充実したものにしてくれます。そして、私たちの社会も明るく豊かなものにしてくれます。

でも、皆さんの周りには、仕事で疲れたり、つらい思いをしたりしている大人もいるのではないのでしょうか。

仕事は、趣味やボランティアとは違って、生きていくのに必要なお金をかせぐためのものです。楽しいもの、うれしいこと、おいしいもの、ラクなこと。そういったことは、お金を払って手に入れます。逆に、仕事をするとお金が手に入るのは、つらくて、大変で、しんどいことだから、ともいえます。

仕事がとても大切で、つらいことでもあるからこそ、一人ひとりが安心して働けるように、“法律”という国のルールがあります。この本では、そうした働くときのルールを、小学生の皆さんに向けてわかりやすく説明しています。

法律をはじめとして、学校や家での決まりごとなど、社会にはさまざまなルールがあります。そういうルールは、「自分よりも上の立場の人たちが勝手に決めて、自分たちをしばって

るもの。やぶったら罰があるもの」だと考えている人も、多くいるのではないのでしょうか。

でも、ルールは本来、一人ひとりを大切にするためにあるものです。そして、ルールはみんなで作るものであって、おかしいルールにはおかしいと声を上げて、よりよく変えていくべきものです。

どんな人でも、一人ひとりが大切な存在として扱われ、尊重されること。誰かの物や人形、ロボットや奴隷のように扱われるのではなく、大切な人間として扱われること。そして、毎日の暮らしを安心して過ごし、幸せな人生を送れること。それらを法律の世界では“人権”という言葉で表します。

人は、誰かに雇われて働くとき、雇う側の会社よりも弱い立場にあります。だからこそ法律は、いろいろなルールで働く人の人権を大切に守っています。

皆さんがやがて大人になり、誰かに雇われて働き始めるとき。さらに遠い将来、上司になって部下を持つとき。会社を作って誰かを雇う立場になるとき。どんなときにでも、働くときのルールをきちんと知っておく必要があります。

法律がどうやって働く人たちを守っているのか。それをこれから一緒に、この本で見てください。

やました としまさ
山下 敏雅



もりの ほうたろう
守野 法太郎

べんごし あんしん はたら しゃかい もくひょう
弁護士。みんなが安心して働ける社会を目標
に、近所に住む子どもたちに法律の説明をし
てくれる。ふだんは優しいお兄さんだが、
さいばん 裁判のときはビシッとキメる。好きな食べ物
はカレーライス。

きやま じゅん
基山 準

しょうがく ねんせい どうがしちよう す おんな
小学4年生。動画視聴とテニスが好きな女の
子。家族が仕事を頑張りすぎているか、
ちょっと心配している。将来はYouTuberに
なって、みんなを楽しませたいと思っている。
好きな食べ物はお刺身。



しだ けんと
司田 憲人

しょうがく ねんせい す おとこ
小学4年生。マンガとサッカーが好きな男の
子。早く働いて好きなことにお金を使いたい。
将来は飛行機のパイロットになって、世界中
を飛び回りたいと思っている。好きな食べ物は
焼き肉。



も く じ

第1章 「働く」とは

- Q1** ^{はたら}働くってどういうこと？ ----- 2
- コラム1** ^{はたら}働くことは義務か、^{ぎむ}権利か ----- 7
- Q2** ^{はたら}働けないときはどうなる？ ----- 10

第2章 「働くこと」に関する法律

- Q3** ^{はたら}働くときのルールって？ ----- 16
- Q4** ^{かね}もらえるお金の^{がく}額はなにで決まる？ ----- 22
- Q5** ^{きゅうりょう}給料を^{はら}払うときのルールって？ ----- 26
- コラム2** ^{きゅうりょう}給料を^{おや}親に^と取られてしまう ----- 29

第3章 さまざまな働き方

- Q6** ^こ子どもでも^{はたら}働ける？ ----- 34
- Q7** ^{ユーチューバー}YouTuberの^{はたら}働き方^{かた}って？ ----- 38
- Q8** ^{せいしゃいん}正社員^てってなに？ ----- 41
- コラム3** ^{すす}みんなで^{はたら}進める^{かた}働き方^{かいかく}改革 ----- 46

第4章 「働くこと」を支える制度

- Q9** ^{びょうき}病気^なになってしまった！ ----- 50
- Q10** ^{あか}赤ちゃん^うが生まれる！ ----- 54
- Q11** ^{しごと}仕事を^や辞めることになった！ ----- 58
- Q12** ^{しごとちゅう}仕事^{ちゅう}中にケガ^ををしてしまった！ ----- 61
- Q13** ^{ていねんたいしよく}定年退職^てってなに？ ----- 65

第5章 働く権利とルール

- Q14** 働く場所を探すには？ ----- 70
- Q15** 女性が働き続けるのは大変？ ----- 74
- Q16** 障害があると働けない？ ----- 78
- Q17** LGBTでも楽しく働ける？ ----- 81
- Q18** たまには仕事を休みたい！ ----- 86
- コラム4** 働きすぎで起こる過労死 ----- 89
- Q19** 転勤って断れない？ ----- 91
- Q20** 会社からの罰って？ ----- 94

第6章 働くうえでのトラブル

- Q21** セクハラ、パワハラってなに？ ----- 100
- Q22** 突然「クビだ」といわれた！ ----- 105
- Q23** 辞めたいときに辞められる？ ----- 109
- Q24** サービス残業ってなに？ ----- 113
- コラム5** 法律を守らないブラック企業 ----- 117
- Q25** ミスをしたら罰金を払わないとダメ？ ----- 119

第7章 困ったときは…

- Q26** ルールが守られないときは？ ----- 124
- Q27** 労働組合ってなに？ ----- 127
- Q28** 弁護士ってどんな仕事？ ----- 130
- 資料** 働く人のための相談窓口 ----- 135

この本で説明している内容は、2022年8月時点の情報です。

第1章

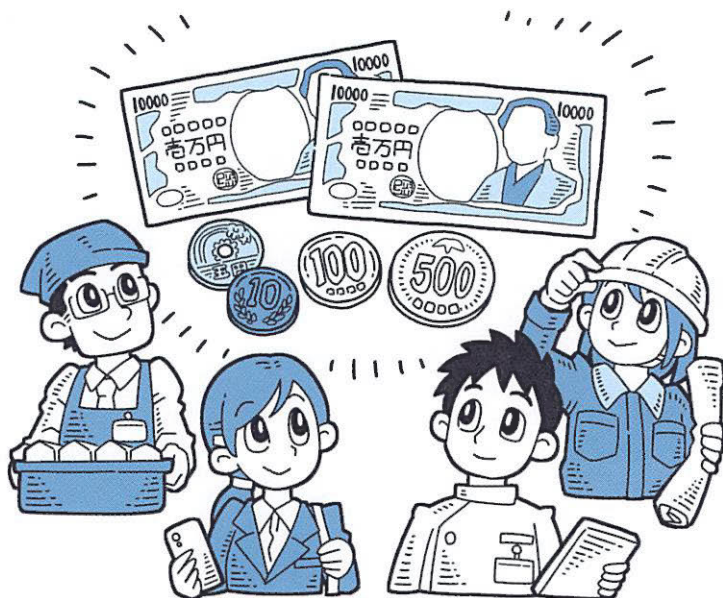
「働はたらく」とは



“

はたら
働くってどういうこと？

”



わたし どう かあ しごと いそが
 私のお父さんとお母さん、いつも仕事で忙しそ
 う。金曜日になると、「明日でやっと土曜日
 だ」って話しているし、月曜日は、「仕事は嫌
 だなあ」っていいながら出かけていくの。どう
 して大人は働かないといけないのかな？



みんなも平日の学校が終わって、休みになると
うれしいよね。大人も同じ気持ちなのかもしれないよ。そうそう、僕の友達は消防士をしているんだけど、職場の人たちと仲が良く、休日
も一緒に野球をしに行っているよ。職場に野球
部があるんだ。なんだか学校と似ているよね。
でも、子どもが学校に行って勉強することと、
大人が働くことには、いろいろな違いがある
よ。



私も大人になったら働かないといけないの
かな？ 学校にもいろいろな決まりがあるけ
れど、働くときにも決まりがあるのかなあ。



★ 働くことの意味とは

皆さんは、歴史の勉強をするなかで、古い建物やお城、お墓
を見たことがあると思います。これらは昔の人たちが一生懸命
働いて作ったものです。つまり、人は大昔から働いていたので
す。

では、なぜ人は働かないといけないのでしょうか。働く意味
とは何なのでしょう。

働くということは、自分が品物を買ったり、他人に何かをし
てあげる代わりに、お金（給料）をもらうということです。皆
さんの周りには大人が働いている一番の理由は、生活をする
ために必要なお金である給料がもらえるからであるはず
です。これは、皆さんが学校に通って勉強することとは大きく違
う点

です。

そして、働くなかで、さまざまな人たちとのつながりも生まれます。働かずに家で過ごしているだけだと、人と関わる機会が少なくなってしまう。働くことによって他人とつながりを持ち、生きる喜びを得ることができるかもしれません。

★ 必ず働かないといけない？

では、事情があって働けない人や、働く必要がない人でも、必ず働かないといけないのでしょうか。

いいえ、それは違います。

一人でも多くの人が働くことで、社会が豊かになり、活気のある国になっていくということはあるでしょう。そのため、たくさんの人が働くことは、社会的に望ましいということはいえるのかもしれませんが。

しかし、働きたくても働けないような人にむりやり仕事をさせたり、さまざまな理由で働く必要がない人をむりやり働かせることはできません（かつての日本では、本人の希望を聞かずに、むりやり子どもを働かせていた時代がありました）。あくまでも、本人が働きたいと考えているからこそ働くのです。

★ 働くうえでのルールがある

とはいっても、他人から給料をもらって、みんなで一緒に働くわけですから、自分勝手に働くことはできません。会社で働く人々は、勤めている会社のいうことに従って働く必要があります。

皆さんが学校で過ごすなかでもルールがあるように、職場でもたくさんのルールが決められています。働くなかでルールをやぶってしまうと、いろいろなところで悪い影響が出てまいかねませんし、給料の払い方・もらい方をきちんと決めておく必要もあります。ですから、働くうえでのルールは、学校でのルールよりもずっと複雑なものになっています。

会社で働くうえでのルールは、会社が決めた規則に書かれていることが多いです。これを就業規則といいます。でも、ルールはそれだけではありません。働く人たちと会社との間で取り交わされる契約書にもルールが書かれています。さらに、法律にもたくさんのルールが決められています。

★ 法律がある意味

働くうえでのルールは、どうして法律にも決められているのでしょうか。

働くためには、会社からいわれたとおりの場所に行って、自分の体を使って仕事をしなければなりません。でも、たとえば会社からいわれた場所がとても危ない場所だったら、働く人たちがたくさんケガをしてしまうかもしれません。

人が働かなければいけない一番の理由は、生活に必要な給料がもらえるからということでした。

それなのに、もしも会社から「君は死んでしまうかもしれないけれど、危ない仕事をやってくれ。これは命令だ。命令に従えないなら給料は1円も払わない」などとムチャなことをいわれたら、どうでしょうか。

「そんなのおかしい、やってられない！」といえればよいの

ですが、なかには、「給料を払ってもらえないと生活ができない。だから、危ないかもしれないけど仕事をしないとけない」と思いつめてしまう人も出てくるかもしれません。

働くうえでは、会社からいわれた仕事をやる必要があるわけですが、働く人たちは給料をもらわなければ生活に困ってしまうために、会社と比べてどうしても立場が弱いのです。それにつけこみ、ムチャな命令をしてくる会社も出てくるかもしれません。そうなのは、安心して働くことはできませんね。

そのため、国が決めた法律によって、「人を働かせるうえで、会社がやぶってはいけないルール」を決める必要があるのです。

★ 働く人たちを守る労働法

世の中にはたくさんの法律がありますが、働くうえでのルールが書かれた法律のことを、まとめて労働法と呼んでいます。そのなかには、労働基準法や労働契約法、労働安全衛生法、労働組合法といったたくさんの法律があります。

また、会社がこれらの法律に従っているか、ルール違反がされていないかどうかをチェックする必要もあります。そのためにあるのが、労働基準監督署や裁判所です。

皆さんやその家族、周りの大人たちが働くうえで、「働く人たちを守るための法律がある」ということは、ぜひ覚えておいてください。

コラム1

はたら ぎ む けんり
働くことは義務か、権利か

ひとり も じんけん
一人ひとりが持つ人権

「権利を主張するなら、義務を果たしてからにしろ」。

子どもの皆さんに、そんなことをいう大人がときどきいます
が、法律的に間違った考え方です。

どんな人も大切な存在として扱われる、尊重されるとい
うこと。これは人権といい、人が生まれながらにして持っている
権利です。「義務を果たさなければ権利が認められない」とい
うものではありません。むしろ、一人ひとりの権利を守る義務
を、国や社会の側が果たさなければならぬのです。

日本国憲法（憲法）という国のおおもとのルールには、表現
の自由や、平等権、教育を受ける権利など、一人ひとりが持つ
ているいろいろな人権が並んでいます。そして、働くことも
人権の一つ、大切な権利です。憲法 27 条に勤労（働くこと）
の権利がはっきりと書かれています。

誰もが社会のなかで働く権利を持っています。その一人ひと
りの権利を守るために、いろいろなしくみを作らなければなら
ない義務を、国が負っているのです。

この本で説明している労働法のいろいろなしくみは、まさに
皆さん一人ひとりの働く権利を守るためのものです。

けんぽう か ぎ む
憲法に書かれた義務

ところで、憲法には一人ひとりが持っている権利がたくさん

並んでいますが、3つだけ、個人の義務が書かれています。納税の義務、教育を受けさせる義務、そして勤労の義務です。この3つは、三大義務とも呼ばれます。

憲法は、働くことは権利でもあり、義務でもあると書いています。勤労の義務はいくつかの社会のしくみに反映されていて、たとえば、仕事がないときにもらえる雇用保険¹のお金は、次の仕事を探している人に払われます（働く意欲のない人は対象外）。そして生活保護²は、働いてかせいだお金ではふつうの生活をするには足りないというときに、その足りない部分をカバーするしくみになっています。つまり、働ける人はできるだけ働きましょうということになっています。

勤労の義務は“心がまえ”

しかし、この憲法に書かれている勤労の義務は、一人ひとりに働くことを強制できるような法律的な力までではありません。憲法には職業を選ぶ自由が書かれていて、そこから働かないことを選ぶ自由がありますし、むりやり苦しい仕事を強制されないとも書かれています。

勤労の義務とは、みんなが持つべき心がまえを示したものです。働くということは、お金をかせぐというその人自身にとってのプラスだけでなく、その仕事で誰かの役に立って社会が成り立っていることから、社会にとってもプラスになります。だからといって、社会が強制するものではなく、一人ひとりが大切なメンバーとして社会に参加できるという大切な権利です。そして、その権利を守るために国がしくみを整えなければいけない、ということなのです。

著者略歴

やました としまさ
山下 敏雅

弁護士（永野・山下・平本法律事務所）。1978年高知県南国市生まれ、千葉市育ち。2003年東京弁護士会に弁護士登録。

過労死・過労自死事件、労災事件、子どもの事件（児童虐待、少年非行、未成年後見等）、脱北者支援、セクシュアルマイノリティ支援、HIV陽性者支援などに取り組んでいる。2013年よりブログ「どうなってるんだろう？子どもの法律」（<http://ymlaw.txt-nifty.com>）を更新中。趣味は音楽と旅と筋トレ。

かさぎ ゆうすけ
笠置 裕亮

弁護士（横浜法律事務所）。1986年埼玉県所沢市生まれ。さいたま市（旧大宮市）育ち。2012年神奈川県弁護士会に弁護士登録。

解雇・残業代請求事件、過労死・過労自死事件、労災事件などの労働事件を専門的に扱いつつ、子どもや社会人に対して、労働トラブルに巻き込まれた場合にどのように対処すればよいかについての啓発活動に日々取り組んでいる。趣味は子どもと遊ぶこと。

✧ イラスト（表紙・設問）

はんぶはんたろー